

令和 8 年 5 月 2 0 日
教 育 庁

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（2件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 39歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和8年5月20日

4 処分理由

令和6年6月10日から同年9月下旬までの間に、児童35名分の氏名等の個人情報に記載された書類を、校長の承認を得ずに持ち出し、同年10月4日から11日までの間、同書類を一時紛失した。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中等教育学校
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 29歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日
令和8年5月20日

4 処分理由
令和4年7月頃から令和7年6月15日までの間に、勤務校生徒に対して、私的な内容のメッセージを送信するとともに、メッセージのやり取りを隠蔽する目的で、被処分者のアカウントをブロックするように指示するなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）